

地域間対立を越えて

～ “絆” で結ぶひとつのさいたま市～

- 全員参加の “1 つのさいたま市づくり”
- 地域に偏らない、しがらみのない
「公平・公正・開かれた市政」の実現

地域間対立を越えるためには、市民一人ひとりを結ぶ“絆”を深めることがなによりも重要です。

市民同士のコミュニケーションの充実や市民と行政の積極的な対話を進め、市民全体の“絆”を深めて課題に立ち向かい、地域の歴史や伝統文化、特性を尊重し、それらを活かした新しいまちづくりを推進します。

地域間対立を越えて

- 60 大宮駅東口再開発は、東日本の玄関口として経済・商業都市としての機能を高める開発を推進します。（4年以内）
- 61 地下鉄7号線延伸は、経済性などを十分に考慮し、まちづくりと連動させて推進します。（4年以内）
- 62 市庁舎のあり方は、地域的対立を越えた視点から、市民の声を聞きながら検討します。（4年以内）

60 大宮駅東口再開発は、東日本の玄関口として経済・商業都市としての機能を高める開発を推進します。（4年以内）

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成22年度末までに、大宮駅周辺公共用地利用基本計画を策定します。
- ・平成23年度末までに、大宮駅東口駅前広場用地の買収を開始します。
- ・平成24年度末までに、氷川緑道西通線用地の100%取得及び大門町2丁目中地区再開発組合の設立を行います。

現状（平成21年3月末時点）

- ・大宮駅周辺地域戦略ビジョンの策定作業に並行し、老朽化した大宮駅東口公共施設の再編についての検討、大宮駅東口駅前広場北側拡幅に向けた権利者との交渉、氷川緑道西通線の用地買収、大門町2丁目中地区再開発の準備組合の設立などを行っています。



【大宮駅東口】

② 取組内容

- ・東日本の玄関口として、経済・商業機能を高める開発を推進するため、大宮駅東口周辺の老朽化した公共施設の再編・複合化等により施設の更新を図るとともに、大宮駅東口再開発のリーディング事業となる大門町2丁目中地区再開発事業を積極的に進めていきます。
- ・都市計画道路氷川緑道西通線や大宮駅東口駅前広場の整備について、積極的に用地交渉・用地買収を行っています。

③ 事業計画（工程表）

年度 実施事業等	H21	H22	H23	H24
大宮駅東口公共施設の再編	基本計画の策定		実施計画の策定	
大門町2丁目中地区再開発の事業化	基本計画案の作成		事業計画案作成及び認可手続き	都市計画告示 組合設立
氷川緑道西通線の整備	土地評価	物件調査・用地交渉・用地取得		
大宮駅東口駅前広場の整備		建物・営業調査	事業化（区域変更）	用地買収

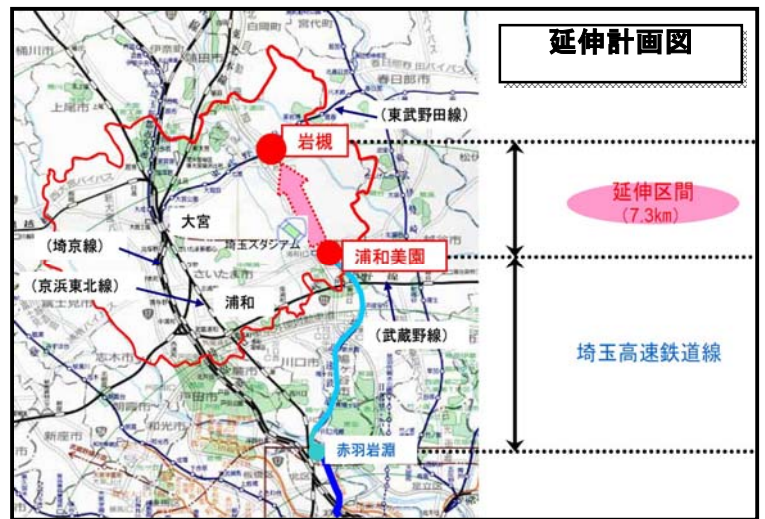
61 地下鉄7号線延伸は、経済性などを十分に考慮し、まちづくりと連動させて推進します。（4年以内）

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・ 経済性などを十分に考慮し、まちづくりと連動させた上で、平成24年度末までに事業着手することを目指します。

現状（平成21年3月末時点）

- ・ 浦和美園駅から岩槻駅までの延伸事業化に向けた検討を埼玉県と共同で進めています。
- ・ 都市鉄道等利便増進法(注1)の適用を受けるため、採算性や費用対効果の確保が条件とされています。



② 取組内容

- ・ 「沿線開発」や「運行計画の工夫」等の検討を進め、採算性の確保等の課題解決の目的をつけ、鉄道事業者との合意形成を図り、平成24年度に都市鉄道等利便増進法の申請手続きに入ることを目指します。
- ・ 沿線開発については、中間駅周辺地域に将来見込むことのできる開発需要を見定めながら中間駅周辺のまちづくりの規模拡大や集客施設の誘致を検討します。
- ・ 運行計画の工夫については、様々なパターン設定について精査し、鉄道事業者からの意見聴取等により、快速運転の導入の可否等を検討します。

③ 事業計画（工程表）

年度 実施事業等	H21	H22	H23	H24
事業計画(運行計画等)の検討	→			
沿線開発の検討	→			
整備主体・営業主体との調整・合意			→	
沿線自治体、関係事業者等との調整			→	
都市鉄道等利便増進法による手続き				→

(注1) 都市鉄道等利便増進法とは、都市鉄道の既存ストックを有効活用し、「速達性の向上」と「駅施設の利用円滑化」を対象とした新たな鉄道事業手法を定めたもの。この制度では、整備主体(公的主体)と営業主体(鉄道事業者)を分離する、いわゆる「上下分離方式」が採用される。

62 市庁舎のあり方は、地域的対立を越えた視点から、市民の声を聞きながら検討します。（4年以内）

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・ 庁舎整備検討委員会を適宜開催して、各界・各層から幅広く意見を聴くとともに、議員による合併協定書の議論、行政による庁内検討会議での調査・検討、そして、市民参加による庁舎整備検討委員会での検討といったそれぞれの議論の積み重ねを踏まえ、社会経済情勢の動向等も見極めながら、総合的な視点で庁舎のあり方について検討を行います。

現状（平成21年3月末時点）

- ・ さいたま市誕生時の合併協定書に基づき、平成14年度に庁内検討会議を立ち上げ、各政令指定都市の庁舎の概要や基金の設置状況などの調査を実施し、検討を重ねてきました。
- ・ 平成20年度に、将来の庁舎（本庁舎及び区役所庁舎）の整備に関して幅広く意見を聴くため、市民参加による「さいたま市庁舎整備検討委員会」を新たに発足させ、平成20年11月に第1回委員会を、平成21年3月に第2回委員会を開催しました。
- ・ 平成21年度から庁舎整備基金の積立を行っています。



【第1回庁舎整備検討委員会の様子】
テーマ：さいたま市のあゆみと市庁舎の検討経緯

② 取組内容

- ・ 庁舎整備検討委員会において、各界・各層から幅広く意見を聴くことができるよう庁内検討会議と連携し、適切なテーマを設定しながら委員会を適宜開催します。
- ・ 過去からの議員・行政・市民によるそれぞれの議論の積み重ねや、社会経済情勢の動向等も見極めながら、総合的な視点で庁舎のあり方について検討を行います。

③ 事業計画（工程表）

年度 実施事業等	H21	H22	H23	H24
庁舎整備検討委員会の開催	→			
庁内検討会議の開催	→			